

セーフティグローバル推進機構 規程

IGSAP Rules

IGSAP S04:2020

セーフティオフィサ資格制度規程

Regulations for Safety Officer Qualification System
- General Rules

2020年6月1日改正

制定:セーフティオフィサ資格制度規程として2019年9月13日制定
改正:文書番号等2020年6月1日改正

セーフティオフィサ資格制度規程

Regulations for Safety Officer Qualification System - General Rules

1. 序文

企業における安全のための活動は、これに従事する管理者やスタッフあるいは技術者により実施されている。企業として安全に対する施策を実施する場合は、トップのリーダーシップの基に、そこに働く人が積極的に参加し活動を進めていくことが必要である。そのためには、経営層、管理者層及びスタッフが安全に対する知識や理解、認識を有することが重要であり、セーフティオフィサ資格制度規定は、これらの安全に対する要員の力量の基準及び、この資格制度の認証スキームを定めるものである。

2. 適用範囲

この文書は、一般社団法人セーフティグローバル推進機構 (IGSAP) がスキームオーナーとして運営する要員の認証制度におけるセーフティオフィサ資格制度の、力量基準について規定するとともに、その運営に必要な基本的事項を規定するものである。

3. 用語及び定義

この基準で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1 認証プロセス

要員が認証要求事項を満たしていることを認証機関が確定する活動であって、申請、評価、認証の決定、並びに証明書及びロゴ又はマークの使用を含む。

3.2 認証スキーム

資格に関する力量要求事項及び認証プロセスを実施する仕組み制度。

3.3 スキームオーナー

認証スキームの開発及び維持に責任をもつ組織で、本制度におけるスキームオーナーは一般社団法人セーフティグローバル推進機構 (IGSAP) である。

3.4 認証機関

要員に対する認証スキームを運用する適合性評価機関であって、本制度の認証機関は、一般社団法人セーフティグローバル推進機構 (IGSAP) が認定する。

3.5 認定

適合性評価機関に関し、特定の適合性評価業務を行う能力を認めること、またその証明であって、本制度における適合性評価業務とは、セーフティオフィサの力量要求事項に対する要員の力量の評価である。

3.6 証明書

この規定に基づいて認証機関が発行する文書であって、記名された要員が、その資格に応じた力量の要求事項を満たしたことを示すもの。

3.7 力量

本制度のそれぞれの資格者が、意図した結果を達成するために、知識及び技能を適用する能力。

3.8 知識

経験又は教育を通じて得られる事実、情報、真理、原則

3.9 理解

経験又は教育を通じて得られる事実, 情報, 真理, 原則への論理的認識

3.10 申請者

本資格取得のために認証プロセスに入ることを認証機関に申請した者。

3.11 評価

認証スキームの要求事項を要員が満たしていることを評価するプロセス。

3.12 認証

資格区分に応じた要員に対する力量の証明

3.13 公平性

客観性があり、利害抵触がないこと。

4. セーフティオフィサ資格制度の概要

4.1 一般

セーフティオフィサ資格制度は、企業の安全に関する諸活動に関して、経営層、管理者層及びスタッフが必要とする安全に対する要員の力量を認証する制度である。

本制度に基づく認証は、4.2の文書で示される認証スキームに従って、スキームオーナーによって認定された認証機関が行う。認証機関は、セーフティオフィサ資格の認証を希望する申請者の力量を評価し、5で示される資格区分ごとの力量要求事項を満たす申請者を、当該資格区分の資格者として認証する。

4.2 認証スキーム

本制度による要員の認証は、表1の文書の要求事項に基づき行う。

表1ー本制度による要員の認証に用いる文書

文書番号	文書名	規程内容の概要
IGSAP S-04:2020	セーフティオフィサ資格制度規程	セーフティオフィサ資格制度の力量基準について規定するとともに、その運営に必要な基本的事項を規定するものである。
IGSAP OD04:2020	セーフティオフィサ資格制度規程 手続規定	セーフティオフィサ資格制度の運営のための認証プロセス及び認証手順について規定する。

5. セーフティオフィサの区分及び力量

5.1 セーフティオフィサの区分

本制度で認証する要員の資格区分及び要求事項は、表2による。

表2-本制度で認証する要員の資格区分及び要求事項

資格区分の名称及び記号	資格区分の要求事項
セーフティエグゼクティブ (SE)	安全に対する正しい知識と深い見識を持ち、CSO(チーフ・セーフティ・オフィサ)等の立場で安全経営においてリーダーシップを発揮し、社員に対して安全を啓発できる能力と強い意志を有する。
セーフティマネージャ (SM)	安全に対する正しい知識と見識を持ち、安全の指導者、監督者として、社員に対して安全に関する取り組みを正しく指導、推進できる能力と意志を有する。
セーフティスタッフ (SS)	安全に対する正しい知識と認識を持ち、会社の安全方針や取り組みに則して主体的に行動することができる。

5.2 要員の力量

それぞれの要員の資格区分の認証に必要な力量は、表 3 による。

表 3—要員の資格区分の認証に必要な力量

資格	知識要件の概要	理解	意志
セーフティ エグゼクティブ	<ul style="list-style-type: none"> 安全の用語等基本的知識を有すること 安全の基本概念、重要性を理解していること 安全の経営的意義を理解していること 	<ul style="list-style-type: none"> 災害、事故の防止に対する自己の責任への理解 	<ul style="list-style-type: none"> 安全経営に対するリーダーシップと関与への強い意志を有する
セーフティ マネージャ	<ul style="list-style-type: none"> 安全の用語等の知識を有すること 安全の概念を理解していること リスクアセスメントの知識を有すること 3ステップメソッドの知識を有すること 安全技術の基本的知識を有すること 	<ul style="list-style-type: none"> 災害、事故の防止に対する自社の施策への理解 	<ul style="list-style-type: none"> 安全の指導者・監督者として、安全対策の展開、指導・推進する意志を有する
セーフティ スタッフ	<ul style="list-style-type: none"> 安全の用語等の基本的知識を有すること 安全の基本概念を理解していること リスクアセスメントの知識を有すること 	<ul style="list-style-type: none"> 企業の安全活動への理解 	<ul style="list-style-type: none"> 会社の安全に関する取り組みに対して積極的に参加、協力する意志を有する

5.3 知識要件

それぞれの要員の資格区分の力量に必要な知識要件は、附属書 A によって規定される。

6. セーフティオフィサの資格制度の運用

6.1 スキームオーナーの役割

本制度の認証スキームの企画、開発及び維持は、スキームオーナーである一般社団法人セーフティグローバル推進機構(IGSAP)の責任において行われる。スキームオーナーは、本制度の認証スキームに基づく要員の認証業務の一部又は全部を委託する認証機関を認定することができる。この認定は、スキームオーナー及び認定対象の機関による文書の取り交わしによって行われる。

スキームオーナーは、認定した機関による認証業務が適切に行われていることを確認する必要がある。

スキームオーナーは、認証機関の請求に応じて、認証スキームを示す文書類の作成及びレビューが適切に行われていることを示す必要がある。

6.2 認証機関の役割

スキームオーナーによって本制度に基づく要員の認証を行うことを認定された認証機関は、表 1 の文書に基づき認証業務を行う。認証機関は、申請、評価、認証の決定、再認証、並びに証明書及びロゴ又はマークの使用を含む、認証プロセスに関する責任と権限をもつ。また、認証機関は、認証活動の公平性に責任を持ち、公正性を損なう商業的、財務的又はその他の圧力を許してはならない。

認証機関は、スキームオーナーとの取り交わし文書に基づき、実施した認証業務の内容の報告及び認証スキームの利用料の支払いを行う必要がある。

認証機関は、認証の決定を除く認証業務を、外部の機関に委託することができる。認証業務の委託を行う際には、委託の対象となる業務の内容及び対象の外部機関について、スキームオーナーによる事前の合意を必要とする。認証機関は、自らが委託した外部機関が行う一切の業務に関しての責任を負う。

認証機関は、スキームオーナーに対して、認証スキームを示す書類の作成及びレビューが適切に行われていることを示す書類の開示を請求できる。

6.3 機密保持及びセキュリティ

スキームオーナー、認証機関及び本制度の運営に関わる全ての従事者は、認証に関する一連の活動において取得した情報の機密を保持する必要がある。また、不正な認証活動が行われないためのセキュリティを認証プロセス全体を通じて確保する必要がある。

スキームオーナー及び認証機関は、セキュリティへの違反が生じた時に是正処置をとるための手段をもたなければならない。

附属書 A (規程)

力量要求事項に対する知識要件

一般

要員の資格区分の力量に必要な知識要件は、基礎安全学、経営安全学、社会安全学、構造安全学で構成される「安全学」のなかで、それぞれの資格区分ごとに必要とされる知識項目は、表 A.1 とする。

表 A.1－要員の資格区分の力量に必要な知識要件

	要求知識項目	セーフティ エグゼクティブ	セーフティ マネージャ	セーフティ スタッフ
基礎 安全 学	安全の意味			○
	安全の大前提	○	○	○
	安全の定義		○	○
	リスクの定義	○	○	○
	安全目標	○	○	○
	ALARP の原則		○	○
	安全の基本的構造		○	○
	安全と価値観	○	○	○
	安全における役割と責任	○	○	○
	安全と安心	○	○	○
	リスクコミュニケーション	○	○	○
	安全は時と共に劣化する		○	○
	安全学の発想		○	○
経営 安全 学	経営の目的と安全	○		
	企業経営にとってのリスク	○		
	安全・安心に向かう時代の潮流	○	○	○
	企業トップの安全の役割	○		
	企業トップとしての安全の理念	○		
	企業の競争力は安全にあり	○	○	○
	安全は価値だ	○	○	○
	安全投資	○		
	安全の費用対効果	○	○	
	安全性と生産性	○	○	○
	ヒューマンエラーと教育	○	○	○
	事故対応	○		
	マネジメントシステムとリスクアセスメント	○	○	
	労働安全衛生マネジメントシステム	○	○	○
	人材育成と安全資格者	○	○	○
	安全文化の構築	○		
未来安全構想	○	○	○	
経営安全学まとめ	○			
社会	安全の社会制度	○	○	○
	安全のための法律と規制		○	○
	労働安全衛生法	○	○	○
	安全における保険制度		○	○
	安全と責任	○	○	○

安全学	事故調査の機構・制度		○	
	安全の標準化と安全基準		○	
	認証・認定システム		○	
	防災と減災	○	○	
	消費者安全		○	
	高齢者と子供の安全		○	
	サイバーセキュリティとIoT 技術		○	
	時代の変化とリスクの多様化		○	○
	安全の新しい時代	○	○	○
	安全は社会全体で創るもの	○	○	○
構築安全学	エレベータ事故の概要	○	○	○
	エレベータ事故の本質	○	○	○
	こんにやくゼリー事故の概要		○	
	こんにやくゼリー事故の本質		○	
	福島第一原発事故の概要		○	○
	福島第一原発事故の本質		○	○
	製品のライフサイクル		○	○
	ISO/IEC ガイド 51 の目指すところ		○	
	ISO/IEC ガイド 51 における安全思想		○	
	安全規格の体系化		○	○
	リスクアセスメントの考え方	○	○	○
	リスクアセスメントの流れ		○	○
	リスクの見積もり、評価		○	○
	リスク低減策・スリーステップメソッド	○	○	○
	本質的安全設計		○	
	信頼性と安全性		○	
	安全防護と付加保護方策		○	
	安全制御		○	
	機能安全という考え方		○	
	機能安全に関する国際規格		○	
	フォールトアボイダンス		○	
	フォールトトレランス		○	
	フェールソフト		○	
	フルプルーフ		○	
	フェールセーフ		○	
	危険検出型と安全確認型		○	
	ハイボールの原理		○	
	レジリエンス		○	
	使用上の情報		○	
	残留リスクの管理		○	
	人間工学原則		○	
	合理的に予見可能な誤使用について		○	
危害を受けやすい状態にある消費者		○	○	
技術者倫理	○	○	○	
協調安全	○	○	○	
Safety 2.0	○	○	○	
和の安全と安全学	○	○	○	